

総行行第208号
令和7年5月16日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正等について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律（令和7年法律第35号。以下「第15次地方分権一括法」という。）が
本日公布され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部
が改正されたところです。

また、これに伴い、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行
規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第50号。以下「改正規則」とい
う。）が本日公布されました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮を
されるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区
町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各
市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は法第2
45条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法関係

条例の公布に当たって行う普通地方公共団体の長の署名について、総務省令で定
める署名に代わる措置によることが可能とされたこと。（法第16条第4項関係）

第二 地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則関係

- 一 法第16条第4項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信
技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48
号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名（電子署名等に係る地方公共団体
情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条

第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名）とされたこと。（地方自治法施行規則第1条関係）

二 議会の会議録への議員の署名について、法第123条第3項の総務省令で定める措置は、一と同じ措置とされたこと。（地方自治法施行規則第12条の2の2関係）

三 合併特例区規則の公布に当たって合併特例区の長が行うこととされている署名について、署名に代わる措置は、一の措置を準用することとされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第13条の2関係）

第三 施行期日

第15次地方分権一括法の公布の日（令和7年5月16日）から施行するものとされたこと。（第15次地方分権一括法附則第1条第1項、改正規則附則関係）

第四 留意事項

一 条例の公布に当たって地方公共団体の長が行うこととされている署名については、その性質上、長自らが行う必要があることと同様に、電子署名についても、長自らが措置を講ずるものであること。

二 長の電子署名が付された条例原本の電磁的記録については、紙媒体の場合と同様に、公文書として適正に管理することが想定されるものであり、不正アクセス等により改変されるような事態が生じないよう、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和7年3月28日改定）等を参考に、ネットワークへの適正なアクセス制御、データの暗号化等の必要な情報セキュリティ対策が講じられた環境の下で管理することが求められること。